

認知症対応型共同生活介護
入居利用契約書

社会福祉法人播陽灘
グループホーム いやさか

_____ (以下「入居者」という。)と社会福祉法人播陽灘の営むグループホームいやさか(以下「事業所」という。)は、入居者が当事業所における居室及び共用施設等を使用し、生活するとともに、当事業所から提供され等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約を結びます。

(契約の目的)

- 第1条 事業所は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、事業所において、入居者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、認知症対応型共同生活介護サービス(以下「共同生活介護サービス」という)を提供します。
- 2 事業所は、共同生活介護サービス提供にあたっては、入居者の要介護状態区分及び入居者の介護保険被保険者証に記載された認定審査会の意見に従います。

(契約期間)

第2条 入居者は、令和 年 月 日から、第17条から第19条に基づく契約の終了があるまで、本契約に定めるところに従い本事業所が提供するサービスを利用できるものとします。

(運営規程の概要)

第3条 本事業所の運営規程の概要(事業の目的、職員の体制、サービスの内容等)、従業者の勤務の体制等は、重要事項説明書に記載したとおりです。

(受入基準)

第4条 入居の対象となる方は、要支援2・要介護1～5までに認定された方のうち、常時介護を必要とし、且つ居宅において継続して介護を受けることが困難な方を対象とします。

なお、自傷他害等があり共同生活を行うことが困難な方は入居をお断りさせていただくことがあります。また、継続しての治療が必要な方も入居をお断りさせていただくことがあります。

- 2 お申込み受理後は、当での入居判定会議において、入居の可否を決定し、「入居可能」の判定となった申込者から入居順位の決定を行い、当事業所の空床が発生した場合は入居名簿の点数が高い方より入居となります。

入居順位の決定に関しては以下の基準で評価をさせていただきます。

- ・ 要介護度およびサービスの利用状況
- ・ 認知症の有無
- ・ 介護者の有無
- ・ 住環境の状況

(退居基準)

第5条 本事業所は、次に掲げる入居者の心身の状況や退居後に置かれる環境等を十分に検討した上で退居を決定し、また必要な援助を行います。

- ① 要介護認定において、自立もしくは要支援1と認定された場合
- ② 要介護状態等の改善が認められ、且つ入居者及びそのご家族等が退居を希望する場合
- ③ 3ヶ月を超える長期にわたる入院が必要となった場合
- ④ 感染症などで、医学的管理の必要性が増大し、当事業所での介護や集団生活が

困難と認められる場合

(退居に関しての留意事項)

- 第6条 退居の判断に際しては、入居者の心身の機能や健康状態の安定性を検証するとともに、退居後の在宅における介護力や介護環境、あるいは地域における居宅サービスの提供体制等を十分に確認いたします。
- 2 円滑な退居に向けて、事前に介護者に対して必要な介護技術の指導を行うとともに、入居者及び介護者等への精神的ケアを行います。
また、退居者が軽費老人ホーム等への入居を希望する場合は、施設の選定や経済的負担等に関する適切な助言を行います。
 - 3 退居に際しては、入居者又はそのご家族等の同意を得た上で、居住地の地域包括支援センター等に必要な情報提供を行うとともに、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めることにより、退居者に対する適切な支援を行います。

(認知症対応型共同生活介護計画の作成・変更)

- 第7条 本事業所は、当事業所の計画作成担当者に、入居者のための認知症対応型共同生活介護計画(以下「介護計画」という)を作成する業務を担当させ、本条項に定める職務について誠意を持って遂行するよう責任を持って指導します。
- 2 担当計画作成担当者は、入居者の心身の状況及びその有する能力、置かれている環境等の評価に基づき、入居者が人間的で自立した日常生活を営むことができるよう、本事業所の他の職員と協議の上、介護計画案を作成し、それを入居者及びその後見人、ご家族又は身元引受人に対し説明し、その同意を得るものとします。
 - 3 介護計画には、本事業所で提供するサービスの目標、その達成時期、共同生活介護サービスの内容、共同生活介護サービスを提供するうえで留意すべき事項等を記載します。
 - 4 本事業所は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定するサービスの目的に従い、介護計画の変更を行います。
 - ①入居者の心身の状況等の変化により、当該介護計画を変更する必要がある場合
 - ②入居者が介護計画の変更を希望する場合
 - 5 本事業所は、前項に定める介護計画の変更を行う際には、入居者及びその後見人、ご家族又は身元引受人に対し説明し、その同意を得るものとします。

(共同生活介護サービス内容及びその提供)

- 第8条 本事業所は、前条により作成された介護計画に基づき、入居者に対し共同生活介護サービスを提供します。各種サービスの内容は、重要事項説明書に記載したとおりです。
- 2 本事業所は、入居者に対し、前条により利用者のための介護計画が作成されるまでの間は、入居者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、適切な介護サービスを提供します。
 - 3 本事業所は、入居者の共同生活介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければなりません。
 - 4 入居者及びその後見人(後見人がいない場合は、利用者のご家族又は身元引受人)は、必要がある場合は、本事業所に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。
ただし、この閲覧及び謄写は本事業所の業務に支障のない時間に行うこととしま

す。

(身体的拘束その他の行動制限)

第9条 本事業所は、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により入居者の行動を制限しません。

2 本事業所が入居者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により入居者の行動を制限する場合は、入居者に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。

また、この場合本事業所は、事前又は事後速やかに、入居者の後見人又はご家族(利用者に後見人がなく、かつ身寄りがない場合には身元引受人)に対し、入居者に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。

3 本事業所が入居者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により入居者の行動を制限した場合には、前条第3項の共同生活介護サービスの提供に関する書類に次の事項を記載します。

- ① 入居者に対する行動制限を決定した者の氏名、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間
- ② 前項に基づく入居者に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要
- ③ 前項に基づく入居者の後見人又は入居者のご家族(入居者に後見人がなく、かつ身寄りがない場合には身元引受人)に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要

(協力義務)

第10条 入居者は、本事業所が入居者のため共同生活介護サービスを提供するにあたり、可能な限り本事業所に協力しなければなりません。

(苦情対応)

第11条 本事業所は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、本事業所が提供した共同生活介護サービスについて入居者及びその後見人、入居者のご家族又は入居者の身元引受人から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

2 本事業所は、入居者及びその後見人、入居者のご家族又は入居者の身元引受人が苦情申し立て等を行ったことを理由として入居者に対し不利益な取扱いをすることはできません。

(金銭及び貴重品の管理)

第12条 本事業所においては、入居者の金銭及び貴重品の持込みは禁止するとともに、入居者の所有する金銭および貴重品について、一切の保管・管理行為は行いません。

2 万一、入居者が本事業所へ金銭及び貴重品を持込まれた場合であっても、管理は入居者及びその後見人、入居者のご家族又は入居者の身元引受人の責任とし、本事業所は、紛失、破損等の責任は一切負いません。

(医療体制)

第13条 本事業所は、配置の医師及び看護職員に常に入居者の健康状態に注意させ、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるよう誠意を持って指導します。

2 本事業所は、入居者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに重要事項説明書に記載する協力医療機関に連絡を取る等必要な対応を講じます。

(費用)

第14条 本事業所が提供する共同生活介護サービスの要介護状態区分毎の利用料及びその他の費用は、重要事項説明書及び料金表に記載したとおりです。

2 入居者は、サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を本事業所に支払います。

3 本事業所は、提供する施設サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、入居者の同意を得ます。

4 本事業所は、共同生活介護サービスの要介護状態区分毎の利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、入居者に対し通知し変更の申し出を行います。

5 本事業所は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく重要事項説明書及び料金表を添付した利用サービス変更合意書を交わします。

(秘密保持)

第15条 本事業所及び職員は、その業務上知り得た入居者及びその後見人、ご家族又は身元引受人に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様とします。

2 本事業所は、入居者及びその家族の有する問題や解決すべき課題等についての対応を検討する場合において、入居者及びその後見人、ご家族又は身元引受人に関する情報を提供する必要がある場合には、情報を用いることとします。

3 前項の情報の使用については、本契約をもって同意とみなします。

(虐待防止)

第16条 本事業者は、入居者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

② 入居者及びそのご家族からの苦情処理体制の整備

③ その他虐待防止のために必要な措置

虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合には、速やかに、これを市に通報するものとします。

(入居者の解除権)

第17条 入居者は、14日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

2 入居者は、前項の規程にかかわらず、次の各号に該当する場合には、即時に契約を解約・解除し、退居することができます。

① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合

② 本事業所の運営規定の変更に同意できない場合

- ③入居者が入院された場合
- ④ 本事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める共同生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 本事業所もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 本事業所もしくはサービス従事者が故意又は過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の入居者が入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、本事業所が適切な対応をとらない場合

(本事業所の解除権)

第18条 本事業所は、入居者が次の各号に該当する場合は、30日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

- ①入居者が正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を1カ月以上滞納したとき。
- ②入居者の行動が、他の入居者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、本事業所において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。
- ③入居者が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺をする危険性が極めて高く、本事業所において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。
- ④入居者が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき。

(契約の終了)

第19条 次に掲げる事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- ①入居者が、医療施設へ入院した場合で、明らかに入院後3カ月以内に退院できる見込みがないとき、又は入院後3カ月を経過しても退院できないことが明らかとなるとき。
- ②入居者が、要介護認定において非該当又は要支援1となったとき。
- ③ 第17条に基づき、入居者が契約を解除したとき。
- ④ 第18条に基づき、本事業所が契約を解除したとき。
- ⑤入居者が、死亡したとき。

(契約終了後の退所と清算)

第20条 入居者は、この契約終了後、ただちに本施設を退所します。

- 2 契約期間中に契約が終了した場合、サービスの未給付分について本事業所がすでに受領している利用料があるときは、本事業所は入居者に対し相当額を返還します。
- 3 この契約の終了により入居者が本施設を退所することになったときは、本事業所はあらかじめ入居者の受入先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者、保健機関、医療機関、福祉サービス機関等と連携し、入居者の円滑な退所のために必要な援助を行います。

(入院期間中の取扱い)

第21条 本事業所は、入居者が医療施設へ入院する必要が生じた場合であって、入院後3カ月以内に退院することが見込まれる場合は、やむを得ない事情がある場合を

除き、入居者が退院後に本事業所に円滑に入居することができるようにしなければなりません。

- 2 前項の場合において、入居者の入院中の本事業所の費用については、別紙重要事項説明書および料金表に記載した額とし、利用者は、その費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担金を本事業所に支払います。

(事故発生時の対応及び損害賠償)

第22条 本事業所は、共同生活介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに姫路市及び関係各機関並びに入居者の後見人及び家族又は身元引受人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- 2 前項において、事故により入居者に損害が発生した場合は、本事業所は速やかに入居者の損害を賠償します。

ただし、本事業所に故意、過失がない場合はこの限りではありません。

- 3 前項の場合において、当該事故発生につき入居者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

(入居者代理人)

第23条 入居者は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

- 2 入居者の代理人選任に際して必要がある場合は、本事業所は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

(身元引受人)

第24条 本事業所は入居者に対し、身元引受人を求めることがあります。ただし入居者に身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、この限りではありません。

- 2 身元引受人は次の責任を負います。

①入居者が医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。

② 契約終了の場合、本事業所と連携して入居者の状態に見合った適切な受入先の確保に努めること。

③入居者が死亡した場合、遺体及び遺留金品の引受けその他必要な措置をとること。

(合意管轄)

第25条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、神戸地方裁判所姫路支部を管轄裁判所とすることに合意します。

(協議事項)

第26条 この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、入居者および本事業所の協議により定めます。

上記の契約事項について説明を行い、同意を得たことを証するため、本書2通を作成し、入居者、本事業所が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

【入居者】

住 所

氏 名

印

【署名代行者】

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

入居者との関係

署名代
行事 由

住 所

氏 名

印

【法人】

兵庫県姫路市白浜町宇佐崎北1丁目29番地
社会福祉法人 播陽灘
理事長 田上 龍太郎

印

説明者

氏 名

印

【事業所】 兵庫県姫路市木場1429番地27
社会福祉法人 播陽灘
グループホーム いやさか
(指定番号 第 2894000641 号 姫路市)